

著作権（ちょさくけん）を学ぼう！

1 著作権は、知的財産権（ちてきざいさんけん）の一種です。

知的財産権は、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、「他人に無断で利用されない」といった権利です。

著作権は、著作権法で、文化の発展に寄与することを目的に、人々が著作物を公正に利用できるように配慮（はいりょ）しつつ、著作者の権利を保護するために認められた権利です。（文化庁著作権テキスト1ページ、3ページ。以下、テキストと言います。）

2 著作権は、自然に発生します。

著作権は、手続きを一切必要とせず、著作物が創られた（つくられた）時点で「自動的」に付与するのが、国際的なルールです。これを「無方式主義」（むほうしきしゅぎ）といいます。（テキスト1ページ）

3 著作物（ちょさくぶつ）は、思想又は感情を創作的に表現したものです。

人の思想や感情を創作的に表現したものが対象となるので、小説や音楽、絵画、建築物、映画、写真、ソフトウェア（プログラム）といったものが対象になります。

これに対して、アイディア（アイデア）は、具体的に表現されてはいないため、アイディア自体は著作物にはあたりません。（テキスト7ページ）

4 著作者には人格的な権利と財産的な権利があります。

自分の創作物を無断で修正されて精神的に傷つけられない権利（著作者人格権）と自分の創作物を無断でコピーされない権利（著作権（財産権））があります。

インターネットに自分の創作物を掲載して、みんなに見てもらうことができますが、他人に無断でコピーされない権利を持っています（公衆送信権）。

（テキスト14ページ）

5 著作権を保護する期間は、有限です。

著作権は、一定の存続期間が著作権法で定められており、著作権（財産権）を保護する期間は、原則として、創作した時から始まり、著作者が死亡した次の年から50年となります（生きている間+死後50年）。（テキスト21ページ）

著作権（ちょさくけん）クイズ

第1問 次の中で「著作物」と呼べないものはどれでしょう。

- A 音楽（作詞・作曲）
- B 絵画
- C アイディア（アイデア）

第2問 次の中で「著作者」になれるのはどれでしょう。

- A 小学生
- B 鼻を使って綺麗な絵を描く象
- C アイドルの歌を上手に歌うセキセイインコ

第3問 インターネットで公開されている写真は・・・

- A 無断で使える
- B 無断では使えない

第4問 著作権はいつ発生しますか。

- A 創作した時
- B 文化庁（行政機関）から登録が認められた時

第5問 著作権の保護期間は、原則として著作者の死後何年ですか。

- A 50年
- B 100年
- C 無期限

アンケート

6年 組

氏名 _____

1. 友達が作った図工の作品などを大切にしていると思いますか。

はい いいえ どちらともいえない

2. ◎マーク（マルシーマーク）をしっていますか。

はい いいえ どちらともいえない

3. 今日の授業は、難しかったですか。

はい いいえ どちらともいえない

4. 今日の授業で他人の作品を使う時に許可がいることがわかりましたか。

はい いいえ どちらともいえない

5. 行政書士という職業を聞いたことがありますか。

はい いいえ どちらともいえない

6. 今日の授業について、自由に感想を書いてください。
